

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条1項の規定に基づき令和4年3月3日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分（以下「本件処分」という。）について、交付日を同年〇〇月〇〇日以前へと変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件手帳の交付日を請求人の誕生日以前に変更することを求めている。

令和4年4月12日に〇〇市役所で本件手帳を受領し、福祉手当には手帳交付時の年齢制限があり、本件手帳は〇〇歳誕生日の〇月〇〇日を〇〇日経過しているため福祉手当の対象外となることの説明を受けた。

令和4年2月18日の申請時には、受給時の所得制限があることと昨年度年収では所得制限にかかるが近い将来の年金生活時には支給されることを説明された。1月初旬に〇〇市役所で申請書類

を受け取った際も福祉手当制度の年齢制限等の説明はなかった。

申請書類受取時に年齢制限のことを聞いていたなら当然福祉手当が受給可能な手帳交付日になるよう申請していたし、申請時に聞いていれば審査・交付を早める要望を提出していた。

手帳に伴う各種制度は申請者が事前に詳しく知ることは難しく、申請書類の受取時や申請時における自治体窓口からの説明に頼らざるを得ない。

なお、請求人は白髪でマスク着用でも相応の高齢者であると判断できること及び1月末には診断書を入手しており、申請可能な状況であったことを申し添える。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年11月 8日	諮問
令和 4年12月23日	審議（第73回第2部会）
令和 5年 1月31日	審議（第74回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の

知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）4条は、法15条1項の規定による手帳の交付の申請は、市の区域内に居住地を有する者にあつては当該居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して行わなければならないとしている。

そして、法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級まで（ただし、視力障害については1級から6級まで、視野障害については2級から5級まで）の障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

- (3) 処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条

1 項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

その際、処分庁は、診断書に記載された医師の意見（法 15 条 3 項の意見）を踏まえつつ、診断書の記載内容全般を基にして、上記のとおり認定基準及び等級表解説に則って、客観的に判定を行うべきものである。

2 請求人の主張について（本件手帳の交付日）

請求人は、上記第 3 のとおり、本件手帳の交付日を請求人の誕生日以前へと変更することを求めている。

法 15 条 4 項の規定（1・(1)）によって申請者に手帳を交付する場合、処分庁としては、申請書を收受し、当該申請書及び申請書添付の診断書を速やかに審査し、その記載内容から判断して、申請に係る障害が、法別表に掲げるものに該当すると認めるときには、遅滞なく手帳を作成し、申請者に交付することを要するものと解される。

そして、その際、手帳に記載する交付日については、申請の收受から認定判断までの間に処分庁の責に帰すべき事由により遅延を生じた等の事情がない限りは、処分庁が交付のための認定判断をした日を記載すれば足りるものと解される。

処分庁は、法令で定められた申請経由機関である〇〇福祉事務所長からの進達により本件申請書を令和 4 年 3 月 3 日に收受したことから、本件申請書及び添付の本件診断書に基づいて審査を開始し、本件診断書の記載内容に特に疑義もなかったため、障害等級の認定判断を行った上で、本件手帳の交付をするに当たって同收受日を交付日としたものであり、本件診断書の記載から「申請に係る障害が法別表に掲げるものに該当する」と処分庁が認めるときから、遅れることのない日を交付日としたものと認められる。

これに対し、さらに過去に遡った交付日を記載した手帳を交付し

なければ違法又は不当となるとすべき根拠は、法、法施行令、法施行規則その他の法令の規定上、又は当該事務に係る取扱いについて定めた規程等のいずれにおいても、これを見出すことはできず、請求人の主張を採用することはできない。

3 本件処分について

本件審査請求において本件手帳の等級に関する不服は述べられていないが、念のため、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、請求人の障害等級について、以下検討する。

(1) 本件診断書によれば、請求人の障害名は「視力障害及び視野障害」とされている（別紙1・I・①）。

等級表は、視覚障害の障害等級について、以下のとおり定めている。

級 別	視 覚 障 害
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの
2 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I / 4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I / 2 視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
3 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。）

	2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
4 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの (3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
5 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

また、認定基準7条は、二つ以上の障害が重複する場合の障害等級について、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、また、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとされている。

合計指数	認定等級
18以上	1 級
11～17	2 級
7～10	3 級

障害等級	指数
1 級	18
2 級	11
3 級	7

4 ~ 6	4 級
2 ~ 3	5 級
1	6 級

4 級	4
5 級	2
6 級	1
7 級	0.5

そして、等級表解説は、視覚障害の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2「等級表解説（抄）」のとおりとしている。

(2) 請求人の障害等級について

ア 視力障害について

等級表解説によると、視力障害の認定は、屈折異常のある者については、矯正視力を用いるとされ（別紙2の第1・(1)、第1・2・(1)・ア）、本件診断書では、請求人の矯正視力は、右眼0.02、左眼0.1と診断されていることから（別紙1のⅡ・(1)）、良い方の眼の視力（左眼0.1）を等級表解説第1・2の表1の横軸「0.1」にとり、他方の眼の視力（右眼0.02）を同表の縦軸「0.02」にとると枠内に示される等級は「4」となり、請求人の視力障害は、「視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。）」として障害等級4級（指数4）に該当するものと認められる。

イ 視野障害について

等級表解説によると、視野は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いて測定され（別紙2の第1・1・(3)）、本件診断書では、自動視野計を用いて「両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 88点」と診断されていることから（別紙1のⅡ・(2)）、等級表解説第1・2の表2の「両眼開放エスターマンテスト視認点数」が「100点以下」に該当し、請求人の視野障害は、「両眼開放視認点数が70点を

超えかつ100点以下のもの」として障害等級5級（指数2）に該当するものと認められる。

ウ 視覚障害の障害等級について

請求人の視覚障害は、視力障害と視野障害が重複していることから、認定基準7条により、二つ以上の障害が重複する場合の障害等級として、重複する障害の合計指数に応じて認定することとなる。

上記ア及びイより請求人の合計指数は、視力障害4級（指数4）及び視野障害5級（指数2）のそれぞれの指数を合わせた6となる（認定基準7条・1・(2)）。

合計指数「4～6」は、障害等級4級と認定するものとされているから（認定基準7条・1・(1)）、請求人の視覚障害に係る障害等級の総合等級は4級に該当するものと認められる。

- (3) 以上のとおり、本件診断書等によれば、請求人の視覚障害については、障害等級を総合等級4級とし、障害名について、視力障害（右：0.02、左：0.1）（4級）、視野障害（両眼開放視認点数70点超えかつ100点以下）（5級）と判断すべきであることから、処分庁が、請求人の視力障害を4級、視野障害を5級、視覚障害の障害等級を総合等級4級とした本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来

別紙 1 及び別紙 2 (略)